

学位論文題名

現代本格ミステリの研究

—「後期クイーン的問題」を軸に

学位論文内容の要旨

本論文は、これまでアカデミズムの世界では研究対象とはならなかった1990年代以降の現代日本のミステリを、「後期クイーン的問題」を軸として、初めて多元的・総合的に論じたものである。この問題は、「本格ミステリにおけるゲーデル問題」とも呼ばれるように、柄谷行人の理論を援用した法月綸太郎によって本格ミステリの形式化の問題として提起され、それを笠井潔が「後期クイーン的問題」と命名し、90年代以降の本格ミステリに多大な影響を与えた問題系である。後期のエラリー・クイーンが、探偵の推理の誤謬性の問題に直面したことから命名されたものである。本論文は、この問題の論理機制とその問題点を明らかにすると同時に、実作における応答関係の受容史を整理し、ミステリ研究の可能性を追究したものである。

以下、章毎に論旨を要約する。

序章「現代の文学と本格ミステリ」では、現代の文化的状況のなかで、ミステリが質量ともに見逃せない勢力になっていることを確認するとともに、それがアカデミズムにおいてはほとんど黙殺されている状況に疑義を呈した。次いで、法月綸太郎によって提起された「後期クイーン的問題」の基本的な枠組を提示し、本論の狙いを明らかにした。

第一章「多層化する境界線——氷川透『人魚とミノタウロス』論」では、表題作がどのように後期クイーン的問題に対処しているのかを分析した。この作品は現代ミステリのなかでも特に緻密な推理を構築しているが、詳しく分析していくと、それでもやはり探偵の推理には検討されていない可能性が存在することが指摘できる。この推理の隙間を、本作は記述レベルの情報を消極的に提示することによって埋めていることを論じた。さらに、手がかりの真偽をめぐる境界線の確定の問題が、作品の生者と死者や英雄と悪漢などといった作品のテーマと連結された形で作品が構築されている様相を明らかにした。

第二章「本格ミステリ殺人事件——麻耶雄嵩『翼ある闇』論」では、多重解決の構造を持つ麻耶雄嵩のデビュー作を取り上げる。この作品では、語り手が最終的に探偵役を務める。本章では、作中に残された語り手の矛盾点を新たな手がかりとして捉え返し、それらを基礎として再推理を行った。その後、新たな解釈を踏まえて作品の構造を抽出し、本作が本格ミステリの不可能性を一作のうちに体現した作品であると位置づけた。

第三章「九〇年代本格ミステリの延命策」では、現代本格ミステリでは、探偵が超能力

(者)によってもたらされた情報を元にして推理を行うものが非常に多くなっている点に着目し、この超能力と探偵の協力の構図について分析を行った。後期クイーン的問題（偽の手がかり問題）と名探偵システムの問題（銘探偵のアポリア）を同時に回避できる手段として、探偵+超能力（者）システムが存在していることとその限界を指摘した。

第四章「置き去りの推理——『逆転裁判』論」では、ゲームにおける本格ミステリ作品を取り上げた。ゲームというメディアの特徴は、プレイヤーがゲーム内に働きかけられる点にあるが、『逆転裁判』ではプレイヤーとゲーム内に存在するキャラクターとの間で情報をフィードバックし合うことにより、謎が解かれていくというシステムが存在している。このような推理のあり方はゲームならではのものであり、そこからゲームにおける推理とは何かという問題について、原理的に考察した。

第五章「並立の推理——『逆転裁判2』論」では続編の『逆転裁判2』の探偵パートに導入された「サイコ・ロック」という新システム（超常的な力によって探偵に正しい情報を提示する機能）がありながら、それでも真実が決定しないパターンを描いていることを指摘した。その際、最終的な真実の決定は、論理が正しいか正しくないかというレベルではなく、解決が適切か不適切かというレベルで行われていることを論じた。

第六章「操りという幻想——西澤保彦『神のロジック 人間のマジック』論」では、現代ミステリにおいて頻繁に見られる〈操り〉トリックの問題点を明らかにした。現代本格ミステリは、このトリックによって探偵から特権性を剥奪しつつも、その裏側で犯人を特権化することによって、「謎—論理的解明」の軸を維持してきた。それが、現代本格ミステリの延命策となっていた。西澤の作品は、〈操り〉を徹底化することによって、逆説的に〈操り〉の限界を描いており、現代ミステリに対する鋭い批評が込められた作品として評価した。

第七章「現代本格ミステリのアポリア」では、現代ミステリ評論の具体例をいくつか取り上げ、後期クイーンの問題を操り問題と同一視する理解の偏向性を指摘しつつ、他の探偵の推理が決定不可能状態に陥るパターンの存在を提示した。その実例としてエラリー・クイーン『シャム双生児の秘密』を俎上に挙げた。この作品では、予想外の出来事が発生し、探偵も犯人も事件の全貌を見通すことができず、探偵の推理はほとんど当てずっぽうでしかなくなっている。このことから、アクシデントの発生が全面化した世界では探偵の推理が不可能になり、事件の解決は「奇跡」によってしかもたらされないことを指摘した。本章では1930年代の英米で発表された作品を分析しているが、それによって現代の本格ミステリが抱えた問題を照射することを目論んでいる。

第八章「本格のなかの本格について」では、2000年から2002年頃の本格ミステリのジャンル論を取り上げ、その言説分析を試みた。この時期の「本格」を巡るジャンル論は、基本的に定義の個人主義あるいは相対主義を前提にしているため、「本格とは〇〇といった性質を持つものである」といったポジティブな形での定義による共同性の確立ができなくなっていた。そのため、「本格とは非本格ではないものである」という二重否定を経た形で、ジャンルの共同性が発揮されるようになり、それが暴力的な排除の構造を成立させていた。このような構造を把握した上で、「本格」のジャンル論は展開されるべきである

というのが結論である。

終章「論理を巡って」において、本論文の成果と課題を確認し、総括した。

学位論文審査の要旨

主 査 准教授 押 野 武 志
副 査 教 授 佐 藤 淳 二
副 査 准教授 水 溜 真由美

学 位 論 文 題 名

現代本格ミステリの研究

－「後期クイーン的問題」を軸に

平成19年12月14日開催の文学研究科教授会において、審査委員会の発足が認められた。平成19年12月18日に第1回審査委員会を開き、申請論文の配布と審査日程の調整を行った。平成20年1月17日に第2回審査委員会を開き、申請論文の内容の検討と質問事項の整理を行った。平成20年1月22日に第3回審査委員会を開き、口述試験を実施した。口述試験終了後、ただちに学位授与可否の判定を行った。以下のような理由により本審査委員会は、全員一致して本申請論文が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいものであると認定した。

本論文は、これまでアカデミズムの世界では研究対象とはならなかった1990年代以降の現代日本のミステリを、「後期クイーン的問題」を軸として、初めて多角的・総合的に論じたものである。この問題は、「本格ミステリにおけるゲーデル問題」とも呼ばれるように、柄谷行人の理論を援用した法月綸太郎によって本格ミステリの形式化の問題として提起され、それを笠井潔が「後期クイーン的問題」と命名し、90年代以降の本格ミステリに多大な影響を与えた問題系である。後期のエラリー・クイーンが、探偵の推理の誤謬性の問題に直面したことから命名されたものである。本論文は、この問題の論理機制とその問題点を明らかにすると同時に、実作における応答関係の受容史を整理し、ミステリ研究の可能性を追究したものである。

主として、現代日本の本格ミステリの理論化と受容の両面から分析を試みた本論文の研究成果は、以下の二点に要約することができる。第一に現代日本の本格ミステリという未開の領域を対象にした文学研究であり、「後期クイーン的問題」という、ともすればミステリという狭いジャンルで議論されてきた問題を、文学研究の場に引き出し、文学の形式化の問題にまで敷衍した点に求められる。たとえば、偽の手がかりにまつわる問題は、語られた内容に起因する決定不可能性の問題系に、語り手＝犯人型のトリックにまつわる問題は、語り手に起因する決定不可能性の問題系につなげることで、解釈の多義性の問題を理論化し、文学研究の対象領域を広げることに成功した。第二の成果としては、第四章、第五章に顕著なように、ミステリの外部との接続をメディア論的観点から試みた点に求められる。これにより、ミステリ／純文学といった二項対立の枠組みから自由になるだけでなく、電子メディア社会における、文学および文学受容の問題にまで踏み込んだ議論を展開することができた。マルチストーリー、マルチエンディング形式を採用しているゲームやハイパーテキスト分析の可能性を開いた成果は大きい。

ただし、問題がないわけではない。ジャンル論の土台に関する議論を深めるには、対象とする年代が狭く、作品数も限定されているという問題がある。戦前から戦後まで、本格ミステリをめぐる行

われた議論を俯瞰して論じるメタ批評的な視点が今後求められる。しかし上の二つの成果にあるように、文学研究の対象を広げ、かつメディア論的な分析手法を駆使した本研究には多くの新しい視点が提示されており、高い水準に達しているものと評価することができる。よって、本審査委員会は、全員一致して本申請論文が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいものであると認定した。

以上のような審査結果を踏まえ、平成20年2月5日に第4回審査委員会を開き、審査結果報告書を検討し作成した。平成20年2月12日に審査結果報告書を提出し、平成20年2月22日開催の研究科教授会において審査報告を行った。平成20年3月4日開催の研究科教授会において審査についての可否投票が行われ、諸岡卓真氏に対する学位授与が承認される。